

先行自治体の宿泊税制度内容

令和8年2月27日(金)
岡山市宿泊税等検討委員会

先行自治体の宿泊税制度内容

- 課税客体等 . . . P. 1
- 定額制と定率制 . . . P. 2
- 税額 . . . P. 3
- 免税点 . . . P. 4
- 課税免除 . . . P. 5
- 導入後の見直し . . . P. 6
- 特別徴収義務者に対する助成 . . . P. 7
- 入湯税の見直し . . . P. 8

課税客体等

◆第1回検討委員会提示資料 先行自治体※1の課税客体等

自治体名	福岡市	北九州市	長崎市	松江市	仙台市	札幌市	函館市	旭川市	岐阜市	熊本市
課税客体	市内に所在する次の宿泊施設※2への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) ※2 北九州市は特区民泊も対象としている									
課税標準※3	上記施設への 宿泊数 ※3 課税標準：納税額を算出する際に必要な基本的な数値									
納税義務者	上記施設への 宿泊者									
徴収方法	特別徴収義務者（宿泊事業者等）が納税義務者から徴収し、納入する。									

※1宿泊税導入済(予定を含む)の政令指定都市、中核市のうち、コロナ禍前に導入した京都市・金沢市を除いた自治体

要点

- ・ 課税客体、課税標準、納税義務者、徴収方法については、先行自治体で同一である。

定額制と定率制

◆検討資料 定額制と定率制の特徴比較

	定額制	定率制
税収額	△単価の向上が税収に影響しない	○単価が向上すれば税収も増える
観光客の負担	△安価宿泊費に対しては負担が大きい →単価、季節性が変わっても税額は同じ	○宿泊費に対応した税額 →単価、季節性、負担能力に応じた税額
受益と負担	○宿泊料金によらず一律の負担	△宿泊料金によって負担が変化
徴収のタイミング	○決済時でもチェックアウト時でも徴収可能	△決済時（宿泊料金確定後）のみ徴収
税額計算	○徴収額が一律で分かりやすい	△税額が一律でないため算出が必要
先行事例	○国内事例は多い	△国内事例は少ないが海外では一般的 (インバウンド客には説明しやすい)

出典：観光文化261号「宿泊税導入のプロセス」公益財団法人日本交通公社 を基に作成

宿泊事業者の負担の観点

要点

- ・ 宿泊事業者の負担の観点からは、定額制がメリットが多い。
- ・ 一方、税収額や観光客の負担の面では、定率制にメリットがある。

第1回検討委員会での意見等

- ・ 宿泊事業者の理解を得られるような制度設計が必要

他自治体での意見等

- ・ 宿泊事業者の事務負担軽減の観点から簡素な制度とすることが望ましい。
- ・ 課税の公平性の観点から、宿泊料金(担税力)に応じた税率設定も考慮すべき。

税額

◆第1回検討委員会提示資料 先行自治体の税額

導入自治体		福岡市	北九州市	長崎市	松江市	仙台市	札幌市	函館市	旭川市	岐阜市	熊本市	
施行日		R2. 4. 1	R2. 4. 1	R5. 4. 1	R7. 12. 1	R8. 1. 13	R8. 4. 1	R8. 4. 1	R8. 4. 1	R8. 4. 1	R8. 7. 1	
宿泊料金 (1人1泊)	~4,999円	200円 (うち県税50円)	200円 (うち県税50円)	100円	—	—	200円	100円	200円	200円	200円	
	5,000円~5,999円			200円	200円	200円						200円
	6,000円~9,999円							500円 (うち県税50円)				
	10,000円~19,999円	500円 (うち県税50円)		500円	500円	2,000円						
	20,000円~49,999円						500円 (うち県税50円)	500円				500円
	50,000円~99,999円	500円 (うち県税50円)		500円	500円	2,000円						
	100,000円~						500円 (うち県税50円)	500円				500円

要点

- 政令市・中核市については、すべての自治体で定額制を採用している。
- 税額は定額200円が主流であるが、宿泊料金によって税額を段階的に分けている自治体もある。

第1回検討委員会での意見等

- 宿泊価格の上昇と捉えられないような金額設定が必要
- 宿泊事業者の理解を得られるような制度設計が必要

他自治体での意見等

- 観光まちづくりを発展的に進めていくためには、一定の税収確保が必要である。

免税点

免税点

※一定の金額に満たなければ課税しないこと

◆第1回検討委員会提示資料 先行自治体の免税点

導入自治体	福岡市	北九州市	長崎市	松江市	仙台市	札幌市	函館市	旭川市	岐阜市	熊本市
免税点	—	—	—	1人1泊 5,000円未満 の宿泊	1人1泊 6,000円未満の 宿泊	—	—	—	—	—

要点

- 免税点は、設定しない自治体が多い。

他自治体での意見等

- 宿泊者は一様に一定程度の行政サービスを受しているため、多くの自治体では応益性や公平性の観点から、免税点を設けていないが、下記の自治体は設定している。
- 低価格帯の宿泊者の負担が大きいとの意見もある。
【松江市】
 - 宿泊施設全体の宿泊者数は、5千円以上6千円未満の価格帯から大きく増加する傾向にあるという状況を総合的に勘案して5千円(1人1泊5千円未満の宿泊は課税免除)とする。
- 【宮城県・仙台市】
 - 低廉な宿泊施設や、湯治客・工事関係者などの長期滞在者への配慮が必要と考えたため。県と仙台市で免税点ごとの税収試算を行い、慎重に検討した結果、6,000円が適当と判断。

課税免除

課税免除

※一定の条件なら課税しないこと

◆第1回検討委員会提示資料 先行自治体の課税免除

導入自治体	福岡市	北九州市	長崎市	松江市	仙台市	札幌市	函館市	旭川市	岐阜市	熊本市
課税免除	-	-	修学旅行その他の行事に参加している者のほか、市長が必要と認める者	修学旅行等の参加者(引率者も含む)	・修学旅行等参加者(引率者を含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者を含む)	同左	同左	同左	・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	-

要点 ・ 「修学旅行等の参加者」等への課税を免除している自治体もある。

第1回検討委員会での意見等	<ul style="list-style-type: none"> 税がないことで、岡山を起点に修学旅行の観光コースを組んでもらえる可能性がある。 →(事務局)課税免除が宿泊事業者に与える影響が検討課題である。
他自治体での意見等	<ul style="list-style-type: none"> 修学旅行生や学校行事は教育活動の一環であり、公益性がある。 修学旅行生は将来にわたる観光客誘致につながるという見方ができる。 宿泊者が享受する行政サービスの受益の程度は旅行の形態に関わらず同等であること、宿泊事業者の事務負担が増えること等を勘定し、免除措置を設けていない自治体が多い。 目的や滞在期間によって取り扱いを変えることで、特別徴収者の負担も増える。

導入後の見直し

◆第1回検討委員会提示資料 先行自治体の見直し期間（課税を行う期間）

課税（条例施行後）期間	福岡市	北九州市	長崎市	松江市	仙台市
	3年 （その後は5年）	3年 （その後は5年）	3年	3年 （その後は5年）	3年 （その後は5年）
	札幌市	函館市	旭川市	岐阜市	熊本市
	5年	5年	5年	3年	2年 （その後は5年）

要点

- ・ 総務省通知では、「制度導入後、原則として一定の期間を経て見直しを行うこと」とされている。
- ・ 3年または5年ごとに制度を見直すこととする自治体が多い。

他自治体での意見等

- ・ 全ての導入自治体において、社会情勢の変化や税源の状況、財政需要、納税者の負担等を勘案して、条例施行後3～5年で見直しを行うこととしている。

特別徴収義務者に対する助成

自治体名	特別徴収事務交付金		
	名称	基準・交付率	上限額 (1宿泊施設につき)
福岡市	宿泊税報奨金	2.5%(特例あり)	200万円
北九州市	宿泊税報奨金	2.5%(特例あり)	200万円
長崎市	宿泊税特別徴収事務報償金	2.5%	50万円
松江市	特別徴収事務交付金	2.5%(特例あり)	—
	(仮称)宿泊税制度普及促進補助金 (制度導入後3年)	同上	—
仙台市	特別徴収義務者交付金	2.5%(特例あり)	—
札幌市	宿泊税特別徴収義務者交付金	2.5%(特例あり)	—
旭川市	—	—	—
函館市	宿泊税特別徴収義務者交付金	5%(特例あり)	—
岐阜市	特別徴収義務者交付金	2.5%	—
熊本市	特別徴収事務交付金	4%(特例あり)	—

自治体名	宿泊税システム整備費等補助金		
	名称	補助率	上限額 (1宿泊施設につき)
福岡市	—	—	—
北九州市	—	—	—
長崎市	長崎市宿泊税システム整備費補助金	1/2	50万円
松江市	松江市宿泊税レジシステム 改修等補助金	1/2	50万円 ※ハード・ソフトウェア 購入のみの場合は25万円
仙台市	仙台市宿泊税レジシステム改修補助金	10/10	150万円
札幌市	札幌市宿泊税システム整備費補助金	1/2	50万円
旭川市	旭川市宿泊税システム整備費補助事業	1/2	50万円
函館市	函館市宿泊税システム整備費補助金	1/2	50万円
岐阜市	—	—	—
熊本市	熊本市宿泊税レジシステム等 整備費補助金	50万円まで 10/10 超える部分 は1/2	100万円

要点

- 基本交付率を2.5%とし、課税開始から5年以内は0.5%を上乗せする特例を設けている自治体が多い。また、電子申告の場合に上乗せするなどの特例を設けている自治体もある。

要点

- 多くの自治体がシステム改修等に要する経費に対する補助制度を設けている。
- 補助率を1/2、上限額を50万円としている自治体が多い。

他自治体での意見等

- 特別徴収交付金は必要であり、交付率や上限を設けるか等は今後検討する。また、期限を設けず支給することで安心して徴収事務を行うことができる。
- システム整備費への助成は、初期費用の準備金として設けたほうが、事業者の理解を得やすいのではないか。その際、助成金の申請手続きは、できるだけ簡素な仕組みが望ましい。

入湯税の見直し

◆第1回検討委員会提示資料 入湯税の概要

課税客体 (納税義務者)	鉱泉浴場における入湯行為(入湯客)				
税率 (岡山市の場合)	宿泊 入湯客一人1日につき 150円 日帰り 入湯客一人1日につき 70円				
徴収方法	特別徴収・・・鉱泉浴場経営者が特別徴収義務者となって、入浴客から入湯税を徴収し、市に納付				
使途	環境衛生施設、鉱泉源保護管理施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備及び観光の振興(観光施設整備を含む)に要する費用				
[参考] 岡山市の税込		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	入湯人員(人)	154,286	237,578	297,578	337,017
	入湯税収入額(千円)	11,234	19,824	27,144	30,341

要点

- ・ 福岡市以外の導入自治体においては、入湯税の改正は行っていない。
- ・ 入湯税の超過課税として税金を確保することもできるが、岡山市では課税の対象が限定されるため、税金規模の確保が困難

他自治体での 意見等

改正した(福岡市)

- ・ 宿泊税導入に伴い、宿泊入湯客の負担軽減の観点から入湯税の税率を変更
<宿泊:一人1泊150円→50円>

改正しなかった(福岡市以外)

- ・ 入湯税と宿泊税は、使途・目的・課税客体等が異なる点、また入湯税は市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることは適切であることから、制度改正は行わないこととした。